

令和 8 年 6 月 1 日

令和 8 年度 四日市市総合評価方式評価項目事前確認登録について

四日市市（四日市市上下水道局を含む。以下同じ。）が総合評価方式により発注する工事において、入札参加者の提出書類の準備に係る事務負担の軽減を目的として、評価項目事前確認登録を下記のとおり実施します。

記

1 評価項目事前確認登録とは

評価項目事前確認登録とは、総合評価方式の入札案件ごとに提出が必要な評価項目の根拠資料を事前に確認し、その結果を登録しておくことで、実績が確認された評価項目に係る根拠資料について、案件ごとに提出することを省略することができる登録制度です。

2 対象

(1) 対象工事

四日市市が令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までに公告する総合評価方式により発注する工事とする。

(2) 対象者

(1)に規定する工事の入札参加者になり得る者で、事前確認登録を希望する市内本店のものとする。

(3) 対象評価項目

事前確認登録の対象となる評価項目は次のとおりとする。

○工事地域精通度

平成 23 年度以降の 1 契約 2,500 万円以上の市内での工事施工実績の有無

○工事成績

本市発注の過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度に完成した工事）における業種ごとの工事成績平均

○優良工事表彰

本市の優良建設工事請負業者表彰（令和 4 年度～令和 8 年度表彰）の実績

○安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無

○地域・社会貢献度

- (ア) 障害者雇用の有無
- (イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無
- (ウ) 次世代育成支援活動実績の有無
- (エ) 災害協定締結の有無
- (オ) ISO、M-EMS の認証取得の有無
- (カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無
- (キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組の有無
- (ク) 継続教育に係る取組の有無
- (ケ) 若手技術者等の確保に係る取組の有無

3 申請要領

次の申請様式に必要事項を記入してください。各様式の記載事項の確認に必要な根拠資料を添付し、郵送または窓口を持参することにより提出してください。

(1) 申請様式

- (ア) 評価項目事前確認登録（新規・変更）申請書 … 【様式 1】
 - (イ) 地域資料（地域における工事实績） … 【様式 2】
 - (ウ) 会社資料（工事成績評点、優良工事表彰、安全衛生管理） … 【様式 3】
 - (エ) 会社資料（地域・社会貢献度） … 【様式 4】
- ※様式 1 の「問合せ先」欄は、申請書の内容等について問合せをすることがありますので、必ず記載してください。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

本庁又は上下水道局のどちらか一方の窓口にご提出ください。登録後は、本庁及び上下水道局のいずれの入札についても、実績が確認された評価項目に係る根拠資料を省略することができます。

なお、主に入札にご参加される方の窓口へご提出ください。

- (ア) 四日市市役所総務部調達契約課
住所：〒510-8601 三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
宛先：四日市市役所総務部調達契約課
- (イ) 四日市市上下水道局管理部総務課
住所：〒510-0076 三重県四日市市堀木一丁目 3 番 18 号
宛先：四日市市上下水道局管理部総務課

(4) 提出部数

2 部

(5) 受付

休日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時を除く。）

4 事前確認登録と通知

事前確認登録は、3 の規定により提出された申請書の確認後、当該申請に係る事項を事前確認登録管理表に登録し、その内容を申請者に評価項目事前確認結果登録通知書（様式 5）（以下「通知書」という。）により通知します。

申請書の受理から通知書の発送まで 2 週間程度かかる場合がありますので、お早めにご提出ください。

5 事前確認登録の変更

- (1) 通知書に記載された登録内容に変更があった場合は、速やかに変更申請をしてください。
- (2) 評価項目の内容に変更があった場合、有効期限のあるもので更新を行った場合などは、変更する項目の根拠資料を添付のうえ変更申請してください。（変更しない評価項目の根拠資料は添付する必要はありません。）

6 入札参加時について

(1) 入札参加時の提出資料

入札参加時には、技術資料（技術提案書）に通知書の写しを添付することで、事前確認登録を受けた事項の根拠資料を省略できます。なお、技術資料（技術提案書）の各様式は省略できませんのでご注意ください。

(2) 実際の入札案件での評価

登録内容は、申請者が入札に参加した技術審査会が評価を行う際に用いるものです。通知書の登録内容が実績（認証）ありとなっていて、有効期限が切れるなど、実績（認証）がなくなっていた場合は、実際の入札案件の技術審査会で、実績（認証）なしと評価される場合があります。

(3) 有効期限が切れたときなどは

有効期限が切れるなど、実績（認証）がなくなった場合は、実績（認証）なしで申告してください。また、有効期限の更新を行った場合で、事前確認登録のいとまがないときは、事前確認登録制度による根拠資料の省略をすることなく、通常どおり技術提案資料を作成し、入札参加申請してください。

7 事前確認登録の有効期間

通知書の日付から令和9年5月31日まで

8 その他

- (1) 令和7年度に行った事前確認登録は、すでに有効期間が満了しています。引き続き事前確認登録を希望する方は、改めて申請が必要となりますので、ご注意ください。
- (2) 虚偽の申告がなされた場合、その入札を不正・不誠実な行為とみなす場合があります。また、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、市発注工事の入札参加資格を停止する場合があります。

《問い合わせ先》

◆四日市市役所 総務部 調達契約課
電話 (059) 354-8125

◆四日市市上下水道局 管理部 総務課
電話 (059) 354-8352